

# セーフティネット住宅登録申請の方法について

## 1. 電子申請の場合

### (1) 登録申請書

セーフティネット住宅情報提供システム (<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>) で登録情報を入力し、申請情報の確定を行なってください。

申請情報の確定されたものに対して、枚方市から申請者宛に登録申請書を受領した旨の連絡をします。申請情報の確定をした後2.3日程度（土日祝日を除く）経過しても枚方市から連絡がない場合には、システムエラー等により枚方市に登録情報が届いていない可能性がありますので、住宅まちづくり課（☎072-841-1478）までお問い合わせください。



### (2) 間取り図

セーフティネット住宅情報提供システム内の「地方公共団体の指定書類」にPDF形式でアップロードしてください。アップロードがうまくいかない場合等には、間取り図を添付したメールを住宅まちづくり課（[jumachi@city.hirakata.osaka.jp](mailto:jumachi@city.hirakata.osaka.jp)）までご送付ください。

### (3) 誓約書

セーフティネット情報提供システム内で作成されます。申請情報の確定を行うことで誓約書の提出が完了したことになります。

### (4) 同意書

枚方市 HP (<http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000015687.html>) から同意書(規則関係様式第1号)をダウンロードし作成してください。同意書には押印が必要です。押印した同意書を住宅まちづくり課まで郵送またはご持参ください。

### (5) イ～ホのいずれかの書類（登録申請書類チェックリスト参照）

セーフティネット住宅情報提供システム内の「地方公共団体の指定書類」にPDF形式でアップロードしてください。アップロードがうまくいかない場合等には、必要書類を添付したメールを住宅まちづくり課（[jumachi@city.hirakata.osaka.jp](mailto:jumachi@city.hirakata.osaka.jp)）までご送付ください。

## 2. 郵送 または 持参 の場合

- (1) 登録申請書（押印要）※<sub>1</sub>
- (2) 間取り図
- (3) 誓約書※<sub>1</sub>
- (4) 同意書（押印要）
- (5) イ～ホのいずれかの書類（登録申請書類チェックリスト参照）

電子申請の場合と同様の方法で(1)～(5)の書類を紙ベースで作成（準備）し、それぞれ2部（正本1部・副本1部）を住宅まちづくり課に郵送又は持参してください。

（郵送先）

〒573-8666

大阪府枚方市大垣内町2丁目9番15号 住宅まちづくり課 宛

（注意）

※<sub>1</sub> セーフティネット情報提供システムで必要事項を入力し、登録情報の確定を行うと、登録申請書と誓約書（PDF ファイル）を出力できるようになります。それぞれ印刷し、登録申請書には押印をした上で提出するようにしてください。

※<sub>2</sub> 紙ベースでの申請の場合、登録完了後、申請者に副本を返却します。郵送での副本の返却を希望される場合には、副本一式が入る返信用封筒（切手を貼ったもの）を登録申請時に提出するようにしてください。

## その他

- ・ 申請内容に修正事項等がある場合、別途担当者より連絡を行ないますので、ご対応いただきますようお願いいたします。
- ・ 登録完了した住宅に対して、登録通知書を発行しています。登録通知書は枚方市より郵送いたしますので、届いた通知書は大切に保管するようにしてください。
- ・ 登録内容に変更が生じた際には、変更の届出が必要です。住宅まちづくり課までご相談ください。